

平成 2 9 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(追 加)

提 出

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

印刷物番号

29-60

も く じ

議案第 9 3 号	平成 2 9 年度大東市一般会計補正予算（第 5 次）について-----別冊	
議案第 9 4 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について-----	1
議案第 9 5 号	大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 について-----	1 6

議案第94号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成29年8月8日に出された人事院の勧告等に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等の一部が改正されることにかんがみ、一般職の職員の給与、議会の議員の期末手当および非常勤職員の報酬について、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第28条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

付則第16項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.275」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは」に改め、「100分の85」の次に「、12月に支給するときは100分の95」を加える。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900

6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600

35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		

64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			

93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600			
94		294, 400	342, 200					
95		294, 800	342, 700					
96		295, 200	343, 100					
97		295, 400	343, 200					
98		295, 700	343, 700					
99		296, 100	344, 100					
100		296, 500	344, 400					
101		296, 700	344, 700					
102		297, 000	345, 100					
103		297, 400	345, 500					
104		297, 700	345, 900					
105		297, 900	346, 400					
106		298, 200	346, 800					
107		298, 600	347, 200					
108		298, 900	347, 600					
109		299, 100	348, 100					
110		299, 500	348, 500					
111		299, 900	348, 800					
112		300, 200	349, 100					
113		300, 300	349, 600					
114		300, 600						
115		300, 900						
116		301, 300						
117		301, 500						
118		301, 700						
119		302, 000						
120		302, 300						
121		302, 700						

122		302,900						
123		303,200						
124		303,500						
125		303,800						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条、第10条関係）

再任用職員行政職給料表

（単位 円）

等級	1級	2級	3級	4級
給料月額	187,300	214,800	254,800	274,200

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第3（第4条、第10条関係）

任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
1	179,200
2	185,800
3	192,700
4	199,700
5	206,800
6	213,600
7	220,600
8	227,000
9	233,100
10	238,600
11	247,200
12	252,900
13	259,700

備考 この表は、任期付職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額			
1	246,400	331,800	396,700	471,100
2	248,900	334,800	399,600	473,400
3	251,400	337,700	402,500	475,600
4	253,900	340,700	405,300	477,900
5	256,200	343,400	408,000	480,200
6	260,000	346,700	410,700	482,400
7	263,800	349,800	413,500	484,600
8	267,600	352,900	416,200	486,800
9	271,200	355,700	418,600	488,800
10	275,200	358,600	421,300	490,900
11	279,200	361,700	423,900	493,000
12	283,200	364,900	426,600	495,100
13	287,000	367,900	429,000	497,200
14	291,000	371,500	431,500	499,300
15	294,900	374,700	433,900	501,400
16	298,800	378,400	436,400	503,500
17	302,600	382,000	438,500	505,600
18	306,200	384,700	440,900	507,600
19	309,700	387,500	443,200	509,600
20	313,300	390,200	445,600	511,600
21	316,900	393,100	447,200	513,400
22	320,600	395,700	449,600	515,200
23	324,100	398,300	452,000	517,100
24	327,600	400,700	454,300	519,000

25	331, 100	402, 900	456, 300	520, 700
26	333, 900	405, 200	458, 600	522, 500
27	336, 500	407, 400	460, 800	524, 300
28	339, 100	409, 700	463, 100	526, 100
29	341, 900	412, 000	465, 300	527, 800
30	344, 000	414, 100	467, 600	529, 600
31	346, 200	416, 100	469, 900	531, 400
32	348, 600	418, 200	472, 100	533, 200
33	350, 900	420, 200	474, 100	534, 800
34	353, 300	422, 100	476, 200	536, 600
35	355, 500	423, 900	478, 300	538, 300
36	358, 000	425, 900	480, 400	540, 100
37	360, 400	427, 800	482, 500	541, 700
38	362, 800	429, 800	484, 300	543, 300
39	365, 200	431, 800	486, 100	544, 700
40	367, 400	433, 800	487, 900	546, 300
41	369, 700	435, 600	489, 600	547, 800
42	371, 100	437, 400	491, 400	549, 200
43	372, 600	439, 100	493, 200	550, 600
44	374, 000	440, 900	495, 000	551, 900
45	375, 300	442, 800	496, 600	553, 100
46	376, 700	444, 600	498, 300	554, 100
47	378, 200	446, 400	500, 100	555, 100
48	379, 700	448, 100	501, 900	556, 100
49	380, 900	449, 900	503, 500	557, 100
50	381, 900	451, 600	504, 800	558, 000
51	382, 900	453, 400	506, 100	558, 900
52	383, 800	455, 200	507, 400	559, 800
53	384, 700	457, 100	508, 500	560, 600

54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	
72		473,000	526,100	
73		473,400	526,900	
74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700	
76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200	
78		476,400	531,100	
79		477,000	532,000	
80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700	
82		478,600	534,600	

83		479,100	535,500	
84		479,600	536,400	
85		480,000	537,200	
86		480,600	538,100	
87		481,000	539,000	
88		481,500	539,900	
89		482,000	540,700	
90		482,600		
91		483,200		
92		483,600		
93		484,100		
94		484,700		
95		485,300		
96		485,900		
97		486,400		

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「および付則第13項第3号」を削り、「および第27条の3」を「および第27条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「。付則第13項第3号において同じ。」を削る。

第28条第1項中「および付則第13項第4号」を削り、同条第2項第1号中「および付則第13項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

付則中第13項から第18項までを削り、第19項を第13項とする。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(平成25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第2条関係)

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

(単位 円)

等級	報酬の額(1月当たり)
初	192,700
1	196,300
2	201,500
3	206,800
4	212,200
5	217,100
6	222,300
7	225,500
8	230,300
9	234,600

10	238,600
11	243,300
12	247,000
13	250,700
14	255,000
15	260,200
16	264,100
17	268,800
18	273,500
19	277,600
20	282,000
21	287,000
22	288,700
23	290,300
24	292,000
25	293,700
26	295,200
27	297,000
28	298,600
29	300,300
30	301,700
31	303,200
甲	196,300

備考

- この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあつては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。

- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあつては、昇級することができない。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条ならびに付則第5条から第7条までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大東市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の一般職給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定および第5条の規定による改正後の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（以下「改正後の非常勤報酬条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給与の内払)

第2条 改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大東市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第32号。以下「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の一般職給与条例の規定による給与（平成26年改正条例付則第5条の規定による給与を含む。）の内払とみなす。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払)

第3条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正に伴う報酬の内払)

第4条 改正後の非常勤報酬条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報

酬（平成26年改正条例付則第12条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、改正後の非常勤報酬条例の規定による報酬（平成26年改正条例付則第12条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

（平成30年4月1日における号給の調整）

第5条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において大東市一般職の職員の給与に関する条例第5条第4項の規定により昇給した職員（以下「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例（平成7年条例第10号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（大東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を削る。

（大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

付則第5条を削る。

（委任）

第8条 付則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 95 号

大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部が改正されることにかんがみ、所要の改正を行うため。

大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、大東市職員の退職手当に関する条例付則第2項の改正規定中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」改める。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。